

見積募集共通事項

見積募集における共通事項については下記のとおりです。

1. 見積提出業者に必要な資格

- (1) 森林総合研究所契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しないものであること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 物品の製造・物品の販売・役務の提供等、物品の買受けについての国の統一参加資格（全省庁統一資格）を有する者。
 - イ 森林総合研究所競争参加資格を有する者。
 - ウ 森林総合研究所に随意契約登録を行っている者。
 - エ これにより難しい場合は契約担当者にご相談下さい。
- (3) 独立行政法人森林総合研究所及び農林水産省の指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 仕様書で示されたものがある場合は、仕様書で示されたものが提出できる者であること。

2. 仕様書の配布場所

〒612-0855 京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎68番地
森林総合研究所関西支所庶務課用度係 電話075-366-9908, 9909

3. 見積書等関係書類の提出場所

(1) 提出書類

- ・見積書 1部

見積書の書式は任意とするが、原則として以下の点が記載・押印されているもの

宛名 独立行政法人森林総合研究所関西支所
社名・代表者名の記載、社印、代表者印の押印
消費税を含む形式で記載願います。（内税・外税どちらでも可）
日付の記入

- ・全省庁統一資格（上記1の（2）のア）を有する者は資格証の写し。
- ・仕様書で示されたもの

(2) 提出場所

- ・仕様書の配布場所と同じ

(3) 提出期限

- ・物件・業務ごとの仕様書のとおり
（郵送の場合についても期限までに到着したものに限り。また、郵送の場合は必ずその旨、電話連絡（上記2の連絡先まで）をいれること。）

4. 見積書及び契約手続きに用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

5. 契約保証金 免除

6. 契約書作成の要否 別途、定める。

7. 提出者に求められる義務

提出者は、提出した書類についての説明や新たな書類の提出等を求められた場合は、速や

かに説明・提出等応じなければならない。

また、この義務を履行しない者は当該競争に参加させることはできない。

8. 見積の無効

見積書で重大な誤りや見積内容の記載が不明確等、見積書として適正でないと判断した場合はこれを無効とする。

9. 落札者の決定方法

開札は提出期限後1週間以内（原則）に行い、仕様書に示した仕様を満たし、かつ最低価格をもって有効な見積書を提出した者とする。

10. 落札者への連絡

落札したものに開札日以降連絡を行うが、落札者以外に対しては特段の連絡はしないものとする。但し、その見積提出者が希望する場合はその限りではない。

11. その他

(1) 本件調達に関する照会先 森林総合研究所関西支所庶務課用度係

電話075-366-9908, 9909

FAX 075-611-1207

(2) 請求・支払条件

ア. 請求書の書式にあつては以下の点が記載・押印されていること。但し、当所が認めた場合はこの限りでない。

宛名 独立行政法人森林総合研究所関西支所

社名・代表者名の記載、社印、代表者印の押印

消費税を含む形式で記載願います。(内税・外税どちらでも可)

日付の記入

イ. 月締め（期間締め）の場合の請求書は、原則として締め月の翌月の10日までに提出すること。

ウ. 仕様書に示すとおり（原則として、銀行振込による後払い（適正な請求書受理後40日以内））

(3) その他

ア. 見積提出者は、本書、項目毎の仕様書を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、上記11.(1)の照会先に説明を求めることが出来る。ただし、見積提出後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

イ. 見積書の提出を郵送する場合は、封書に「見積書在中」と朱書きすること。

ウ. 見積提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

エ. 支所長は、見積提出者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で公正な競争が出来ない状態にあると認めたときは、当該競争を延期し、又はこれを取り止めることが出来る。

オ. 落札となるべき同価の見積書を提出した者が2人以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定する。なお、くじにあたっては、開札事務に関係のない職員が引くものとする。

カ. 見積提出者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該見積提出者又は当該契約の相手方が負担するものとする。